

京都芸大跡地における要措置区域指定に係る地下水の飲用利用者（3件）への対応

今回、地下水の飲用利用が確認された関係者については、文化市民局と環境政策局が連携して対応することとし、環境政策局の審査により得られた個人情報の文化市民局への提供について当該関係者の同意を得たうえで、以下の説明を行い、内容についておおむね御理解をいただいている。

- ・ 京都芸大跡地の土壤調査の結果、基準値を超えるテトラクロロエチレンが検出され、健康被害のおそれがある区域に指定されたが、基準値は、70年間毎日、20ずつ飲み続けても健康への影響が出ないと判断される濃度であること
- ・ 京都芸大跡地の敷地境界周辺の地下水の水質検査では、法の基準値以下であり、汚染された地下水が流出している可能性は極めて低いこと
- ・ 汚染除去等計画を作成のうえ、対策を行うこと
- ・ 不明な点があれば、文化市民局に問い合わせていただくこと